

平成22年4月1日から 無線従事者免許証、申請手続きが変わりました

■ 無線従事者免許証がプラスチックカードになりました

平成22年4月1日以降に発給する無線従事者免許証は、運転免許証やクレジットカードと同じ大きさのプラスチックカードになりました。

現在お持ちの無線従事者免許証は引き続き有効です

■ アマチュア資格の免許証の記載事項にも英文が併記されます

無線通信士、第一級海上特殊無線技士の資格のほか、今回全てのアマチュア無線技士の資格についても、免許証の資格名や氏名などの記載事項に英文が併記されます。

■ 申請書・写真サイズを統一しました

資格ごとに異なっていた写真のサイズは全て縦30mm、横24mmになりました。なお、平成22年3月31日までの申請書の様式は使えません。

■ 氏名及び生年月日を証する書類の添付を省略できる要件に 他の資格の免許証等の番号を記載した場合を追加しました

氏名及び生年月日を証する書類の添付を省略できる要件に、住民票コードのほか現在お持ちの無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証の番号を記載した場合も添付が省略できるようになりました。

■ 氏名変更による訂正申請がなくなりました

プラスチックカード化に伴い、氏名が変更になった場合でも再交付の申請となりました。ただし、平成22年3月31日以前に交付された免許証をお持ちの場合は、原則として1回に限り、従来どおり氏名変更による訂正申請をすることができます。